

工場立地法 市準則の概要

工場立地法とは

工場の立地が、周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に届出を義務付けています。

市準則の概要

亀山市では、市内企業の既存敷地内での投資促進及び市外流出防止を図るため、工場立地法の市準則条例を制定し、工場の新設や増設などの際に確保する必要がある緑地等の規制を一部の地域で緩和しています。

緩和の対象となる地域：工業地域、工業専用地域

対象地域	環境施設面積率	敷地周辺部に配置する環境施設面積率	緑地面積率
工業地域 工業専用地域	15%以上	15%以上	10%以上
その他の地域	25%以上	同上	20%以上

緑地：樹木や芝などで覆われた土地

緑地以外の環境施設：太陽光パネル、噴水、屋外運動場など

環境施設：緑地及び緑地以外の環境施設

届出が必要な場合

- ・工場を新設する場合
 - ・工場等の生産施設面積が増加する場合
 - ・工場の敷地面積が増減する場合
 - ・工場の緑地や環境施設面積が減少する場合
 - ・工場で製造する製品を変更する場合
 - ・氏名等を変更する場合
 - ・工場を承継する場合
 - ・工場を廃止する場合
- など



【問合せ先】 亀山市 産業環境部 商工観光課（〒519-0195 亀山市本丸町 577 番地）

☎ 0595-84-5049 ✉ shokogyo@city.kameyama.mie.jp